

令和7年(行ウ)第13号 業務委託料返還請求事件  
原告 長岡裕子 被告 いわき市長 内田広之

## 準 備 書 面 ( 1 )

令和7年12月3日

福島地方裁判所第一民事部合議二係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 大谷好信



### 第1 請求の趣旨に対する答弁(訂正)

(主位的答弁・・本案前抗弁)

- 1 原告の請求を却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。  
との判決を求める。

(予備的答弁)

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。  
との判決を求める。

### 第2 被告の主張

#### 1 本件訴訟の対象について

原告は、本件訴訟において「被告に対し、相手方株式会社ふらゆもりに対し963万2300円の支払いを請求せよ」との請求を提起し、その根拠(訴訟の対象)として本件業務委託に係る「本件支出命令」が違法であること、又その先行行為である「本件業務委託契約の締結」が違法であることを、主張するが、いずれも本件訴所の対象とはならない。

なお、理解の便宜のため事案の経過を別紙「経過」として添付した。

#### 2 原告の請求は、地方自治法第242条第2項に抵触する。

(1) 原告は「第1準備書面の第2の2」にて「監査請求期間を徒過していないこと」について主張をしているが、原告の主張については全て否認する。

ア 監査請求期間の始期は『「住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実を対象として行われるものであるところ、行為についての監査請求は、当該行為のあった日

又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないものとされている（地方自治法第242条第2項）。そして、ここにいう当該行為とは、具体的な個々の財務会計上の行為をいうものと解される」ものであり、「それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものである」（最判平成一四年七月一六日民集五六卷六号一三三九頁）（乙第1号証）。

イ この最高裁の判例から明らかなおり、原告が主張する令和5年9月21日の本件業務委託契約の締結（乙第2号証）や令和6年3月29日の支出命令（乙第3号証）については、当該行為のあった日から1年以内に監査請求を行わなければならないところ、原告の監査請求（乙第4号証）は、その日から1年を経過した後の令和7年4月21日に行われたものである。

よって、原告には、監査請求も本件訴訟を提起する適格も存在しない。

(2) 地方自治法第242条2項但書の「正当な理由」の存在について

ア 原告は、原告自身が一般人で、事案に精通していない等の事由をあげ、期間徒過について「正当な理由」が存在する旨主張するが、否認する。

イ 原告は、訴状や住民監査請求の内容から、本件委託料支払について「契約書」「随意契約であること」「随意契約書の理由」「業務内容」「見積書の内容」「契約締結の約1カ月後に再委託を行っていること」「業務報告書」などの公にされていない多くの行政情報を、いわき市から行政情報開示請求により交付を受けるなどして所有しているものと思慮される。

ウ 原告は、かかる豊富な資料に基づき、被告に対し地方自治法第242条にもとづく監査請求をしたのであり、同法2項に定める期間について無知であるとは考えられない。

エ （立証資料についての同意）

また、原告が本件委託料支払並びに常磐地区交流拠点エリア形成支援事業に精通していること即ち原告に「正当な理由」が認められないことについては、原告がいわき市から行政情報開示請求により交付を受けるなどして豊富な資料を所有していることから明らかであることから、原告がいわき市に対して、本件委託料支払並びに常磐地区交流拠点エリア形成支援事業に関連して行政情報開示請求し交付を受けたことを、被告が証拠として本件訴訟に提出することを「個人情報の保護に関する法律第69条2項1号」に基づき同意することを、原告に対し求める。

仮に原告が同意を否とする場合は、原告にとって不都合な情報が含まれているとしての判断と類推される、すなわち、原告には「正当な理由」は存しないと思われることから、被告は裁判所に対し、原告が、本件委託料支払並びに常磐地区交流拠点エリア形成支援事業に関連して行政情報開示請求し交付を受けたことについて、いわき市に対し調査嘱託（民事訴訟法第186条）を行うことを申請する。

- (3) なお、住民訴訟は監査結果等に不服があるときに提起することができるものであることから、住民監査結果（乙第5号証）に含まれない本件訴訟物は住民訴訟の対象とはならない（地方自治法第242の2第1項）。

### 第3 原告からの求釈明について

原告からの求釈明は、本訴訟の対象外の内容であるため、現段階では、釈明に応ずる必要はないと思料する。

### 第4 原告が主張する「支出命令」や「契約の締結」及び「委託料の支払い」の違法性について

なお、原告が訴状並びに第1準備書面において主張する「支出命令」や「契約の締結」の違法性については、監査請求や本件訴訟の対象外ではあるが、地方自治法施行令第167条の2第1項に基づき行われた「本件業務委託契約の締結」や市財務規則（乙第6号証）第72条に基づき行われた「支出命令」について、違法又は不当な財務会計上の行為に当たらないことを補足して主張する。

また、「委託料を支払い」を対象とした住民監査において、業務の履行確認が正しく行われていること、委託料の支払いが正しく行われていること、受託者から提出された報告書が特記仕様書に則り業務の目的を達成していること、報告書が虚偽の報告書でないことが確認され、「委託料の支払い」が違法又は不当な財務会計上の行為に当たらないことが確認されていることも併せて補足する。

以 上

別紙

経 過

令和5年9月21日 業務委託契約

令和6年3月29日 支出命令

令和6年4月25日 支払行為

令和7年4月8日 原告支出命令について行政情報開示請求

令和7年4月18日 原告に支出命令について開示

令和7年4月21日 242条にもとづく監査請求

令和7年6月18日 契約の締結、履行に係る財務会計上の行為に対しては却下、支払行為  
に対しては棄却